

令和8年度北秋田市子育て世帯訪問支援事業

あなたの子育てをサポートします!



「子育て世帯訪問支援事業」のご案内



妊娠・子育て等の不安や負担を抱える子育て家庭や
妊産婦さん、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援
員が伺い、家事支援を行います。



対 象 者

北秋田市民で次の項目に該当する方

- ア 妊娠や子育てに不安があり、親族など身近に頼れる方がいない妊婦
又は生後1歳未満の乳児がいる養育者
- イ こどもの食事、生活習慣等について支援が必要な保護者



家事サービス内容

- ・食事の準備や片付け
- ・衣類の洗濯
- ・掃除、整理整頓
(リビング、トイレ、お風呂などの日常的な掃除)
- ・買い物(交通費別途)
- ・子育て等に関する不安や悩みの傾聴など

※対象者が在宅するときに行います。ただし、や
むを得ない場合は、保護者の同意を得て保護者
の不在時に行います。

※赤ちゃんへの直接のお世話はできません。

利用のご案内

- ・利用時間 1日1回あたり上限90分
- ・利用回数
 - ◆妊婦の方：上限32回(出生後の乳児がお
おむね1歳に達する日まで)
 - ◆上記以外の方：上限32回(当該年度内)

※ご希望の日時等については、申請時ご相談
ください。

- ・支援時間 8:00~18:00

- ・利用料金 無料



申し込み方法

利用希望の方は、電話で連絡をお願いいたします。
※申請からサービスの利用開始まで、2~3週間かかります。

〈利用までの流れ〉
詳細は裏面を
ご覧ください

◇申込み・問合せ先◇

こども家庭センターココロン

- こども課母子保健係 住所：宮前町9-69(保健センター内) TEL0186-62-6681
- こども課子育て相談係 住所：花園町19-1(市役所内1階) TEL0186-84-8778



◆利用までの流れ

※利用開始まで2～3週間かかります。

①北秋田市
こども家庭
センターへ連
絡

- ① 対象者アの方→ こども課母子保健課係(62-6681)へ
対象者イの方→ こども課子育て相談係(84-8778)へ
連絡し「家事支援を利用したい」旨をお伝えください。

②利用のための
調査と申請書の
提出

- ② 利用のため調査は、保健師等が訪問で家庭状況等の確認し、
利用申請書を記入していただきます。

③審 査

- ③ 調査結果と申請書の内容をもとに、資格審査があります。

④利用承認通知

- ④ 利用が承認された場合は、「利用承認通知書」と
「利用券」が郵送で届きます。同時に、市からサービス
提供委託事業所（以下「事業所」という）へ利用者の
情報が提供されます。

⑤事業所の
事前訪問

- ⑤ 事業所がご自宅を事前訪問し、サービス内容の詳細について
確認します。（事前に訪問日調整のための連絡があります。）

⑥事業所へ
サービス
開始日を連絡

- ⑥ 出産後、または利用希望日の1週間前までには事業所へ
直接連絡をしてご相談ください。

⑦利用開始